

亀山市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

亀山市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 亀山市スポーツ推進委員規則（平成22年亀山市規則第17号）
- (2) 亀山市立学校体育施設の開放に関する規則（平成22年亀山市規則第18号）
- (3) 亀山市関B&G海洋センター条例施行規則（平成22年亀山市規則第21号）
- (4) 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則（平成22年亀山市規則第22号）
- (5) 亀山市運動施設等条例施行規則（平成22年亀山市規則第25号）
- (6) 亀山市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成28年亀山市規則第38号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。